

昭和二十四年農林省令第九十三号

獣医師法施行規則

獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の施行に伴い、同法の規定に基き、獣医師法施行規則を次のように定める。

（免許の申請）

第一条 獣医師法（以下「法」という。）第三条の規定により、獣医師の免許を受けようとする者は、申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添え、登録免許税及び手数料の額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて農林水産大臣に提出しなければならない。

一 獣医師国家試験に合格したことを証する書面

二 次に掲げる書類のうちいずれかの書類。ただし、ハ又はニに掲げる書類については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。第三条第一項において同じ。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。第三条第一項において同じ。）にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等の記載があるものに限る。

イ 戸籍謄本

ロ 戸籍抄本

ハ 住民票の写し

ホ 住民票記載事項証明書

ニ 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるか否かに関する医師の診断書

四 罰金以上の刑に処せられたことがない者にあつてはその旨を記した書面、罰金以上の刑に処せられた者にあつては確定判決謄本

（心身の障害により獣医師の業務を適正に行うことができない者）

第一条の二 法第五条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により獣医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 上肢の機能の障害により獣医師の業務を適正に行うに当たつて必要な技能を十分に発揮することができない者

（障害を補う手段等の考慮）

第一条の三 農林水産大臣は、獣医師の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（獣医師名簿の登録事項）

第二条 法第六条の獣医師名簿には、左の事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日（法附則第九項の獣医師にあつては獣医師法（大正十五年法律第五十三号。以下「旧法」という。）第一条第一項の登録年月日）

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつてはその国籍、氏名、生年月日及び性別）

三 獣医師国家試験に合格した年月（法附則第九項の獣医師又は法附則第六項、第七項若しくは第十八項の規定により免許を受けた獣医師にあつては旧法第一条第二項各号の一に該当する資格及びその資格を得た年月）

四 法第八条第一項又は第二項の規定による処分（法附則第十項の処分を含む。）をした場合にあつては、その旨並びにその事由、年月日及び業務の停止期間

五 免許証を書換交付し、又は再交付した場合にあつては、その旨並びにその事由及び年月日

（登録事項の変更の申請）

第三条 獣医師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、申請書（第二号様式）に免許証及び次に掲げる書類のうちいずれかの書類を添え、登録免許税に相当する収入印紙を貼り付けてその日から三十日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

一 戸籍謄本

二 戸籍抄本

三 中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）

四 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し

2 前項の申請書を受理したときは、農林水産大臣は、獣医師名簿の当該登録事項を訂正し、免許証を書き換えて交付する。

（免許の取消の申請）

第四条 法第八条第一項の規定により免許の取消を受けようとする獣医師は、免許証を添えて農林水産大臣に申請しなければならない。

（精神障害の届出）

第四条の二 獣医師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該獣医師が精神の機能を有する状態となり獣医師の業務の継続が著しく困難となつたときは、農林水産大臣にその旨を届出するものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(死亡等の届出)

第五条 獣医師が失踪の宣告を受け、又は死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第八十七条又は同法第九十四条において準用する同法第六十三条の規定による届出義務者は、その日から三十日以内に免許証を添えてその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
(獣医師名簿の抹消)

第六条 前条の届出があつたとき、又は法第八条第一項又は第二項の規定により免許の取消をしたときは、農林水産大臣は、その事由及び年月日を記載してその者の登録事項を抹消する。

(獣医師免許証)

第七条 法第七条第二項の獣医師免許証の様式は、第三号様式による。

(免許証の再交付)

第八条 獣医師が免許証を亡失し、又はき損したときは、獣医師は、申請書（第四号様式）をその日から三十日以内に農林水産大臣に提出（き損の場合にあつてはその免許証を添付すること。）しなければならない。

2 前項の申請があつたときは、農林水産大臣は、免許証を再交付する。

3 第一項の申請をした後又は前項の規定により再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、獣医師は、その日から十日以内にこれを農林水産大臣に提出しなければならない。
(獣医師免許証の返納)

第九条 免許の取消処分を受けた者は、その通知を受けた日から十日以内に免許証を農林水産大臣に返納しなければならない。

2 業務の停止の処分を受けた者は、その通知を受けた日から十日以内に免許証を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前項の場合には、農林水産大臣は、業務の停止期間満了の後ただちに免許証を当該獣医師に返還する。

(意見の聴取の通知の方式)

第九条之二 法第八条第三項の通知は、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、処分の原因となる事実のほか、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

一 予定される処分の内容

二 意見の聴取の期日及び場所

2 前項の通知に係る文書においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 意見の聴取の期日に出頭して弁明し、及び証拠を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて弁明書及び証拠を提出することができる。

二 意見の聴取が終結する時までの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

(代理人)

第九条之三 前条第一項の通知を受けた獣医師（以下「当該獣医師」という。）は、代理人を選任するときは、書面でその旨を獣医師審議会に届け出なければならない。選任した代理人を解任するときも、同様とする。

(参加人)

第九条之四 獣医師審議会は、必要があると認めるときは、当該獣医師以外の者であつて当該処分につき利害関係を有するものと認められる者に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求め、又は意見の聴取に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条の規定は、前項の代理人について準用する。

4 法第八条第四項の規定は参加人について、同条第五項の規定は当該処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人について準用する。

(弁明書等の提出)

第九条之五 当該獣医師又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、獣医師審議会に対し、意見の聴取の期日まで弁明書及び証拠を提出することができる。

2 獣医師審議会は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の弁明書及び証拠を示すことができる。

(当該獣医師の出頭等の場合における意見の聴取の終結)

第九条之六 獣医師審議会は、当該獣医師が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第一項に規定する弁明書若しくは証拠を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が意見の聴取の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて弁明し、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

2 獣医師審議会は、前項に規定する場合のほか、当該獣医師が意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第一項に規定する弁明書又は証拠を提出しない場合において、これらの者の意見の聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて弁明書及び証拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意見の聴取を終結することができる。

(意見の聴取調書及び報告書)

第九条之七 獣医師審議会は、意見の聴取の審議の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、処分の原因となる事実に対する当該獣医師及び参加人の弁明の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、意見の聴取の期日における審議が行われた場合には各期日ごとに、当該審議が行われなかつた場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

3 獣医師審議会は、意見の聴取の終結後速やかに、当該事案に係る獣医師審議会の意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに農林水産大臣に提出しなければならない。

4 当該獣医師又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(委任規定)

第九条の八 前六条に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に関し必要な事項は、獣医事審議会が定める。

(受験手数料の納付方法)

第十条 法第十五条の手数料は、受験願書にその額に相当する金額の収入印紙を貼り付けて納めなければならない。

(臨床研修の実施期間)

第十条の二 法第十六条の二第一項の規定による臨床研修の実施の期間は、六月以上とする。

(診療施設の指定)

第十条の三 農林水産大臣は、法第十六条の二第一項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、当該診療施設の開設者の同意を得るものとする。

(報告)

第十条の四 法第十六条の三の規定により行う診療施設の長の報告は、毎年五月三十一日までに、前年四月一日から一年間に行つた臨床研修の実施の期間及び参加人数について行うものとする。

(医薬品)

第十条の五 法第十八条の農林水産省令で定める医薬品は、次のとおりとする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項（同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣又は農林水産大臣が指定した医薬品

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の四第一項又は第八十三条の五第一項の規定に基づき農林水産大臣が使用者が遵守すべき基準を定めた医薬品（診療簿及び検案簿）

第十一条 法第二十一条第一項の診療簿には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

一 診療の年月日

二 診療した動物の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、頭羽数及び特徴

三 診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所

四 病名及び主要症状

五 りん告

六 治療方法（処方及び処置）

2 法第二十一条第一項の検案簿には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

一 検案の年月日

二 検案した動物の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、特徴並びに所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所

三 死亡年月日時（不明のときは推定年月日時）

四 死亡の場所

五 死亡の原因

六 死体の状態

七 解剖の主要所見

(診療簿及び検案簿の保存期間)

第十一条の二 法第二十一条第二項の農林水産省令で定める期間は、牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の診療簿及び検案簿にあつては八年間、その他の動物の診療簿及び検案簿にあつては三年間とする。

(検査の結果の報告)

第十一条の三 法第二十一条第四項の規定による報告は、同条第三項の規定による検査の結果、獣医師について法第八条第二項の規定による処分が行われる必要があると認める場合に、次の各号に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

一 法第八条第二項の規定による処分が行われる必要があると認める獣医師についての第二条第一号及び第二号に掲げる事項

二 検査をした年月日及び検査の結果の概要

三 法第八条第二項の規定による処分が行われる必要があると認める理由

四 その他参考となる事項

(証明書)

第十二条 法第二十一条第五項の規定により当該職員が携帯する証明書は、第五号様式による。

(届出)

第十三条 法第二十一条の農林水産省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年及び同年以降二年ごとの各年とする。

2 法第二十二条（法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第六号様式によらなければならない。

附則抄

1 この省令は、昭和二十四年十月一日から施行する。
 2 法附則第三項の規定による届出には、第十四条の規定を準用する。
 3 左に掲げる省令は、廃止する。

獣医師法施行規則（昭和二年農林省令第六号）

昭和十五年法律第九十二号施行規則（昭和十五年農林省令第九十二号）

獣医手試験規則（昭和十五年農林省令第九十三号）

附 則（昭和二十八年八月三十一日農林省令第五十一号）

この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年一月三十一日農林省令第六十八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年九月二十九日農林省令第四十一号）

この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年五月十八日農林省令第三十一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月二十八日農林省令第三十一号）

この省令は、昭和五十三年五月一日から施行する。

第一条（昭和五十二年七月五日農林省令第四十九号） 抄

附 則（昭和五十六年五月二十二日農林水産省令第二〇号） 抄

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年八月二十二日農林水産省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第三号の改正規定中「不具者」を「身体に障害のある者」に改める部分は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年五月十五日農林水産省令第一九号）

この省令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律（昭和五十九年法律第二十三号）の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年八月二十五日農林水産省令第四三号）

この省令は、獣医師法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年九月一日）から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日農林水産省令第六三三号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成十一年一月一日農林水産省令第一号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令による改正前の土地改良法施行規則、獣医師法施行規則、家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令、肥料取締法施行規則、病害害虫防除用機具貸付規則、植物防疫法施行規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、農薬取締法施行規則、農産物検査法施行規則、家畜伝染病予防法施行規則、専門技術員資格試験等に関する省令、農業機械化促進法施行規則、養鶏振興法施行規則、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、林業種苗法施行規則、卸売市場法施行規則、漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の調整に関する省令、分収林特別措置法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、アリモドキノウムシの緊急防除に関する省令、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令、野菜栽培用の豆の証明書の発給に関する省令、ナシ枝枯細菌病菌の緊急防除を行うために必要な措置に関する省令及びイモゾウムシの緊急防除に関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成二十二年一月三十一日農林水産省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十二日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年七月一日農林水産省令第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、牛海綿状脳症対策特別措置法の施行の日(平成十四年七月四日)から施行する。

附 則 (平成一四年七月二日農林水産省令第六二号)

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十四年七月十四日)から施行する。

附 則 (平成一五年六月三〇日農林水産省令第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年七月三十日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一八日農林水産省令第一八号)

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成二四年七月六日農林水産省令第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

附 則 (平成二四年九月二四日農林水産省令第五〇号)

この省令は、平成二十四年九月二十四日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一八日農林水産省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成三〇年四月二五日農林水産省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年八月九日農林水産省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日農林水産省令第二九号) 抄

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年二月一六日農林水産省令第四七号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二一日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年一〇月二一日農林水産省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一号様式 (昭五三農令四九・平一一農水令一・令元農水令二五・一部改正)

獣医師免許申請書

収入印紙

本籍地

現住所

消印をしな
いこと。氏^{ふり}名^{がな}

生年月日

獣医師の免許を受けたいから獣医師法施行規則第一条各号に掲げる書類を添えて申請する。

年 月 日

氏 名

農林水産大臣殿

備考 免許証に旧姓又は通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に定めるものをいう。以下同じ。)の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

第二号様式 (昭五三農令四九・平二農水令一・令元農水令二五・一部改正)

獣医師名簿登録事項変更申請書

収入印紙

新本籍地

旧本籍地

現住所

(消印をしな
いこと。)

新 氏^{ふり}

新 名^な

生年月日

右のように変更したから獣医師法施行規則第三条第一項に掲げる書類を添えて申請する。

年 月 日

氏 名

農林水産大臣殿

備考 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

第三号様式 (昭五三農令四九・令元農水令二五・一部改正)

獣医師免許証

本籍(国籍)

氏名

生年月日

右の者は、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第六條の獣医師名簿第 号に登録され獣医師の免許を与えられた事を証する。

年月日

農林水産大臣

備考 免許の申請、登録事項変更申請及び再交付申請の際、申請者から旧姓又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

第四号様式 (昭五三農令四九・平一一農水令一・令元農水令二五・一部改正)

獣医師免許証再交付申請書

本籍地

現任所

氏^{ふり}名^{がな}

生年月日

登録年月日

登録番号

獣医師免許証を^き亡^し失^たしたので再交付されたく申請する。

事由

年月日

氏^{ふり}名^{がな}

農林水産大臣殿

備考 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

第五号様式 (昭五三農令三一・昭五三農令四九・平元農水令二七・平四農水令四三・平二農水令五・令元農水令一・令二農水令八三・一部改正)

表面

獣医師法による検査員証 第 号 令和 年 月 日発行 所 属 氏 名 生年月日 所 属 長 職 氏 名 右の者は、獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第二十一条第三項の規定による検査をする職権を有することを証明する。	
---	--

裏面

写 真	獣医師法（抄） 第二十一条（第一項及び第二項省略） 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、その職員に、獣医師について、診療簿又は検案簿を検査させることができる。 （第四項省略） 5 第三項の規定により検査する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
-----	--

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

(令和 年12月31日現在)

(1) 登録番号	第					号	(2) 本籍地の属する都道府県名	都道府県			
(3) 登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日	(4) 生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日		
(5) 氏名	ふりがな						(6) 性別	男・女			
(7) 現住所	〒 □□□□-□□□□ 都道府県						電話(- -)				
(8) メールアドレス											
(9) 主たる職業 ((10)から(12)までの各項目について最も該当するものを○で囲むこと。該当するものが2つ以上ある場合は、(15)従たる職業の概要欄に(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。)											
(10) 業務の種類			(11) 業務の内容			(12) 勤務先					
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及びII 以外の診療 IV 診療以外の業務であつて獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職(学生、その他) i 獣医系大学の大学院生 ii その他学生 iii その他 ※ I 又は II を○で囲んだ者は、I の i から v まで又は II の i から iii までの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。 ※ VI を○で囲んだ者は、i から iii までの該当する数字を一つ選択し、○で囲むこと。			1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のAからエまで又は10のAからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。)			01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国公立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人等 13 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。) ① 本庁等 ② 検査指導機関 ③ 家畜保健衛生所等 ④ 保健所等 ⑤ 食肉衛生検査所等 ⑥ その他					
(13) 勤務先の名称											
(14) 勤務先の所在地											
(15) 従たる職業の概要											
(16) 業務経験											
① 臨床経験 (産業動物診療)			有・無 有の場合は年数を記入 年			② 臨床経験 (小動物診療)			有・無 有の場合は年数を記入 年		
(17) 防疫業務への協力			可・不可 (防疫業務とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の表の上欄に掲げる家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することに係る業務をいう。)			(18) (任意) 出身地			都道府県)・外国		
(19) 備考											

裏面へ続く

(日本産業規格A4)

注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。(登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。)
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
 - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
 - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成4年政令第273号)第2条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
 - 三 I及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定組合 農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第4項に規定する特定組合をいう。
 - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。
 - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。
- 4 従たる職業の概要には、(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。また、(10)のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(11)の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のAからEまで又は10のAからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
- 5 臨床経験(産業動物診療)及び臨床経験(小動物診療)の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。
- 6 出身地(任意)には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を丸で囲むこと。
- 7 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を(19)備考欄に記入すること。
- 8 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
 - 一 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
 - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 四 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。